

令和2年2月14日

八尾市児童福祉審議会委員 各位

さくら保育園元在園児保護者有志一同 代表  
さくら保育園休園問題裁判原告 [REDACTED]

## 2月18日開催八尾市の児童福祉審議会への意見書

## 第1 審議会への意見・要望

## 1 要望①

休園となってしまった原因究明及び再発防止策の提言を求め、「第三者による調査委員会」を立ち上げるよう八尾市に勧告して下さい。

## 2 要望②

審議会の審議において、意見陳述の機会をえてください。

## 3 要望③

要望①②の結果を踏まえて結論を出してください。

突然の休園は在園児にとって大きな被害です。原因も解明せず、再発防止策も講じられない中で、軽々に再開することは、同じことが発生するリスクは極めて高く、そのような事態になることは、休園の被害に遭った保護者としては、軽々に再開された精神的苦痛（二次被害）、我が子の被害が何ら生かされず無駄であったと感じざるを得ない精神的苦痛（三次被害）で耐えられません。現状でのさくら保育園の再開は、当時の保護者として反対致します。

## 第2 意見・要望の理由

## 1 要望①について

昨年2月に開催された児童福祉審議会において、委員の方から、「休園に至った原因究明が非常に重要である。」との指摘を頂いていたことを議事録で拝見しました。

就学前までの継続的な保育が求められる「社会福祉法人によって運営されていた幼保連携型認定こども園」が休園して在園児がバラバラになってしま

ったという、あってはならない大問題が発生したのですから、本来であれば、八尾市が、自ら主体的に調査するか第三者委員会を立ち上げるなどして、原因を究明し、八尾市において二度とこのような事態を生じさせないための再発防止策を考えておく必要があるはずですが、八尾市の意識は低く、委員の方々からのこのような指摘を受けても、何もしません。

私達保護者は、何故休園となってしまったのか？そこに至るまでの法人、行政の苦情解決体制に問題が無かったのか？現在においても疑問を抱いている所です。

まずは、原因究明を早急に行い、どの時点でどのような問題があったのか？理由を明確にしなければ、今後の改善策を練る事も出来ず、再発防止を図る事も出来ないと考えます。

児童福祉審議会において、市が改善勧告書により求めたのは法人の「内部統制の強化」であり、市として助言等により「職場環境、組織風土等の改善」も求めるとしています。また、審議会としても「法人のガバナンスをしっかりと機能させることが大前提」として休園を認めています。

しかし法人は、裁判所に提出された書面において、休園に至る保育士確保が困難な理由は、マスコミ報道の為とのみ挙げており、再発防止策を現状で講じる事は困難としています。

審議会において行政や審議員が認識をしている休園に至ることになった理由と齟齬が生じていると思います。

書面が提出されたのは、令和2年1月15日付であり、この文書は現在の執行部の意思が反映された物だと私達は思っています。

現在の執行部が当時の組織状況への反省もなく改善の必要性を認識していないかのような主張をしているのであれば、一部の役員の交代があったとしても法人の組織体制が改善されたと到底思えません、

このような状況ですので、より一層第三者による調査対策委員会を設け休園となってしまった原因究明をしっかりと行う必要があると強く要望させて抱きます。

## 2 要望②について

私達は、今回の事件発覚当初からの行政による対応に対し、大変な不信感を持っております。

保護者から幾度となく要望した調査を望む声には、刑事事件である司法の結論を待つべき。との返答を繰り返し述べられていましたが、現在、司法の結論はまだ出ておりません。その中の早急な再開については多大な疑問が残り、行政の対応はどうしても法人に寄り添った対応であると感じています。

そこで、審議会の各位におかれましては、一方の当事者である法人と行政の声を聴くのであれば、もう一方の当事者である、当時の利用者であった保護者の声にも耳を傾けて頂きたいです。

私達保護者は、さくら保育園が休園という選択をし、多くの元在園児やその家族に多大な負担を強いている中で、何故僅かな期間での再開を選ぶ事が出来るのか多くの疑問を抱いております。

### 3 要望③について

昨今の保育園不足の状況の中、保育施設が増える事は大変喜ばしい事ですが、しかしさくら保育園の再開に対しては反対の意見を述べさせて頂きます。

反対の一番の理由は、休園の理由が一切明確となっていないからです。

休園の理由が不明確であり、再発防止策を講じる事は困難と法人自身が認めている中、現状の法人の組織体制変更が適切であるとどうして判断する事が出来るのか非常に疑問を感じます。

一般的にこのような事例で再開が図られる場合は、

「休園による被害者である当時の在園児家庭を含めた、世間一般の信頼回復を図る事が必要」

と思いますが、当時の利用者に対しては 2019 年 3 月末日に休園以降、当該園から信頼を回復する為の何か具体的な説明やアプローチは一切無く、今現在に至るまで法人としての十分な説明が成されておらず、社会福祉法人としての社会的な信頼回復が成されたとは到底思えません。

社会福祉法人として信頼回復を行う必要は無いのでしょうか？

当時の保護者に対して、休園となってしまった事、またその後の対応について十分な理解が得られるように説明が必要だと思います。

少なくとも、当時の保護者は休園が決定したとの明確な報告を受ける事も無ければ、その後の対応についての説明も法人側から一切受けておらず、「備品費用として返金します。」という僅か数行の文書を子供の連絡帳に挟み込むだけという対応をするような法人に対してどのようにして信頼をすれば

良いのか非常に理解に苦します。

もし、再開が成されるのであれば、それは保護者等に十分な説明を行ってからではないでしょうか？

今でもさくら保育園の事を思い出し、悲しむ事がある子ども達が、保育園が再開し、新しい子がいて活気が出て来た。と聞いた時に親として子ども達にどのような顔で、どのような説明をすれば良いのか。と悩んでいる保護者もいます。

家庭や新しい保育園、小学校でさくら保育園の名前が出てくるだけで動搖してしまう子どももいます。当時、4、5歳であった子どもは成長し、当時何があったのかを理解しており、親として非常に心苦しいです。

必要数の保育士が確保できたから。一年以上の休園は法人の解散事由となってしまうから。等という法人側の一方的な都合による再開は、断固として認められないと思っております。

実際に、昨年の休園時に保護者達は法人や行政に対して、再開を前提とした安易な休園措置は納得が出来ない。という意思を表明しております。

このまま、何らの説明も無く、法人の都合により安易に保育園の再開が成されれば、再び在園児を抱えたまま休園を行わないという不安は一切拭えない物であると思われます。

よって、一方的な休園による転園という被害を受けた元在園児保護者有志一同としては現状でのさくら保育園の再開は到底認められる事が出来ず反対いたします。

### 第3 資料提供

保育園再開の審議にあたって、さくら保育園元在園児保護者有志一同より、参考資料として下記の資料一式を提供させて頂きます。

#### 提供資料

- ・令和元年6月26日に大阪地方裁判所へ提出した、「さくら保育園休園問題裁判」に係わる訴状、及び資料一式
- ・令和元年 9月 5日開催、第一回公開弁論
- ・令和元年11月14日開催の第二回公開弁論
- ・令和2年 1月17日開催の第三回公開弁論

## において裁判所に提出済の、原告・被告双方の主張 一式

### 資料提供の意図

何故休園となってしまったのか？を明らかとすべく係争中の訴訟に関する資料です。

裁判所に提出されている法人側の主張と、行政側の主張が、H30.2.21 に開催された休園の認可を求めた児童福祉審議会での、ご意見と食い違う点が散見されています。

尚、個人名等の個人情報は黒塗りさせて頂いておりますが、取扱には一定のご配慮を頂けると幸いです。

### 第4 児童福祉審議会、各メンバーに対しての質問事項

本事案のような場合には、通常であれば社会福祉法第82条に「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定され、利用者からの苦情に対しては第三者による苦情解決委員会を設けるべきと厚生労働省から指針が示されています。

しかし、上記に則った適切な対応がなされたとは到底思えません。

本事案は、現在の法人理事長が法人監事の職にある時に生じたものであり、現在に至るまで解決はされていません。

監事の本来の責任を果たさずに、事の重大さを軽視されているかのような理事長、法人の対応では、社会福祉法を十分に理解されているのか疑問を感じ、残念ながら法人の自浄能力は未だに無いと思わざるを得ません。

今回、児童福祉審議会の方々はどのような認識でさくら保育園の再開について審議を行われるのか。をお教え頂きたく、

つきましては、下記の質問にお答え頂けますようお願い申し上げます。

#### 1 質問1.

児童福祉審議会として、休園の原因は何だったと考えておられますか？

#### 2 質問2.

質問1. の原因は、児童福祉審議会、八尾市、社会福祉法人さくら会、共通の認識の物でありますでしょうか？

3 質問3.

質問1. の原因が共通認識である場合、それはどの様な調査を行った上での判断でしようか？

4 質問4.

H30.2.21 の児童福祉審議会にて、

「保育教諭がいないことだけが、今回の休園の本質的な原因なのか？職員の声を拾う体制や職員同士の人間関係の構築など、もっとソフトな部分の改善も重要であると感じるが、当該法人がその点について本当に改善が必要という市側との共通認識が本当に持てているのか？」

との発言がありましたが、法人は休園となったのは報道が成された為。という認識を令和2年1月15日時点（裁判所主張）ではしており、また当時の職員の発言は事実とは考えられず、認めない。とも主張しており、保育教諭との関係改善や、職場環境の改善が必要という共通認識を持っていないようであるが問題はないのでしょうか？

5 質問5.

当該園の再開には、十分な信頼回復が必要だと思います、現状充分な信頼回復が行われたと思われますか？

また、その信頼回復の対象者とはどのような方達を指し示すと思われますか？

質問は以上です。

本質問事項についてのご回答は、2月18日開催の児童福祉審議会内にて、お答え頂きたく思います。

最後に重ねてになりますが、当該園の再開は、事実究明が重要という意見には保護者一同も非常に強く同意致します。

是非とも、児童福祉審議会から行政、法人に対して、第三者による調査委員会を立ち上げ、事実究明を行うよう勧告頂けますようお願い申し上げます。

何卒、ご検討頂けますよう宜しくお願ひ致します。